平成２４年（フ）第６０２４号
大阪市都島区中野町５丁目３―19―602、住民票上の住所大阪府大東市泉町２丁目４番35号
破産者　北岡　陽一
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０２７号
大阪府交野市倉治６丁目34番２号
破産者　米良電気こと　米良　　学
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０６０号
大阪市生野区鶴橋１丁目６番22号、前住所大阪市東成区東小橋２丁目３番26号
破産者　**鄭**　　紋燮
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０９４号
大阪府東大阪市花園東町１丁目13番11号、前住所大阪府東大阪市吉田本町１丁目９番33号モンレーブ大野602号
破産者　中井　　修
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６６号
愛知県東海市名和町一番畑60番地の２　サンヤマモリ301号、申立時の住所堺市南区原山台５丁３番３―608号
破産者　森　　泰博
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３５号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番137号、前住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番５―509号
破産者　村山　貴規
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
兵庫県川辺郡猪名川町杉生字山口８番地の４
破産者　乾　久美子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２７号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目17番７号
破産者　清水　正一
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３６号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目67―５　ドミールⅠ102号室、登録原票上の住所神戸市灘区友田町２丁目２番８号　一刻館302号
破産者　吉田稔こと　朴　　開東
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５２号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番４―731号
破産者　吉田光悦こと　朴　　光悦
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８０号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町８番７―703号、従前の住所兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町８番７―212号
破産者　熊谷カール
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７６号
兵庫県西宮市若草町１丁目３番20号
破産者　熊野　耕藏
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１号
鳥取県境港市日ノ出町38番地１、開始決定時の住所鳥取県境港市渡町3640番地
破産者　山本　　太
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第２６７号
徳島県徳島市国府町中312番地の25
破産者　笹田　耕司
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６９号
熊本県球磨郡錦町大字木上西2478番地６
破産者　桐明幸次郎
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６７８号
熊本市中央区水前寺５丁目24番７号　ｐｌａｃｅ水前寺205、前住所熊本市錦ヶ丘10番26号
破産者　雑賀　秀明
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６１号
青森県三沢市幸町１丁目11番32号　ホリーズⅠ102
破産者　米持真希子
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第７５号
青森県三戸郡五戸町字天満15番地22
破産者　髙橋　克郎
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第４９２号
仙台市若林区荒井字押口32番地
破産者　門眞　　啓
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係